

5. 論点⑤：文化の発信に関して図書館ができることとは

(1) 小泉八雲に関する資料の活用

図書館には郷土資料を収集し、市民の利用に供する役割があり、松江市立図書館にも、長い年月をかけて蓄積した資料が多数ある。中でも総合文化センター2階の八雲資料室には小泉八雲に関する貴重な資料が保存されているが、それがあまり活用されていないのではないかという意見があった。

(2) 地域文化に関する資料の集約と活用

松江市ならではの「茶の湯文化」をはじめとする地域の文化に関する資料の集約や活用に関する意見も出た。資料の収集に関しては、市立図書館で一元化は難しいかもしれないが、民間も含めた他施設との連携※により、文化や歴史を調べるにあたっての中心的な役割を果たしてほしいという意見があった。例えば、目録整備の協力等によって他機関の所蔵資料の所在を把握するなどである。活用については、松江市の文化や歴史がわかりやすく、また調べやすいスペースの設置や、資料だけでなく文化に関する“物”の展示、体験できるワークショップの開催等により、市民が利用、参加しやすくなるのではないかという意見があった。

(3) 地域情報のデータ化と活用

Wikipedia town Matsue に図書館の持つ資料情報を典拠とした情報を載せ、インターネット上の松江市情報の充実や、地域資料のデジタルアーカイブの構築、昔の写真のデジタル化、電子ファイル化等データ活用への対応の必要性も挙げられた。データ化することで地域での活用や、IT化される学校授業での利用につながる可能性も考えられる。図書館は媒体を問わず、地域の歴史や文化を集約し、子どもたちに松江の良さを伝える中心的な役割を果たすべきではないか。

(4) 情報発信

広報的な課題として、図書館は郷土、地域文化に限らず「知の愉しみ」の最大の発信源という役割がありながら、メディアを使つての宣伝や講演会といった情報の発信が十分になされていないという指摘もあった。

今後は、図書館職員による専門的な情報発信だけでなく、市民の図書館運営への参加や、「発信したい市民」による活動を取り入れる等、方法の多様性と、観光情報や地域情報を外に向けて発信する方向の多様性をもつ必要もあると思われる。

※「図書館法」第3条に、図書館が実施に努めなければならない事項として次のようにある。

第3条第1項第4号 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

第3条第1項第9項 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。